平成２８年（フ）第１１０号
茨城県牛久市南４丁目27番地９
債務者　榎田滿知子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
茨城県牛久市上柏田３丁目25番地４（メゾンド牛久６号）、前住所千葉県茂原市下永吉2434番45
債務者　大塚　秀樹
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
茨城県稲敷市本新385番地
債務者　椎野　信子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
茨城県牛久市牛久町2482番地　（飯島住宅205号室）
債務者　近藤　一子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
京都府南丹市園部町木崎町正尺６番地１
債務者　野口　明子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
沖縄県島尻郡南風原町字照屋70番地
債務者　桃原　祥矢
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市上田中１丁目３番地16、前住所宮城県気仙沼市字常楽131番地
債務者　菅原　敏子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第７４号
福島県二本松市戸沢字駒田12番地
債務者　本多　美咲
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１１５６号
名古屋市北区中味鋺３丁目1002番地　パティオ楠105号
債務者　川越　謙吾
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７１号
名古屋市瑞穂区南山町17番地の５　第二中央ビル202号
債務者　村瀬　優子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８２号
兵庫県芦屋市上宮川町５番５―201号
債務者　真川　幸一
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９４号
兵庫県西宮市堀切町５番30号　堀切ハイツ102号
債務者　上村　葉子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８８号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ７－９号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1255番地１マグノーリアＢ101号
債務者　橋本　恵美（旧姓西垣）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目166番地　ウエストフラット210号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅３―306号
債務者　西尾ちづる
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
愛媛県松山市中村５丁目１番16号　レジデンスヨコオ206号
債務者　浦田　　舟
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
愛媛県西条市福武甲796番地４
債務者　毛利　幸生
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３６号
福岡県八女市室岡1104番地７
債務者　馬場　光子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福岡地方裁判所八女支部